

## 一、対象者

- (1) 横浜分処は原則住民票が神奈川県もしくは静岡県の方の受付になります
- (2) 緊急を要する人道的な事由で台湾に短期滞在されたい方(留学、観光不可)

## 二、必要書類[申請注意事項も併せてご参考ください]

- (1) パスポート：原本とコピー1通

申請時において残存期間6ヶ月以上

- (2) 申請書：1通 [https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA\\_EVISA/](https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/)

申請前に各自上記専用 WEB サイトでオンライン登録及び印刷して持参すること

サイン欄に本人の署名、未成年者は保護者も署名すること

- (3) 証明写真：2枚<規定に合わない写真は一律再提出>

3.5\*4.5 のパスポートサイズ、背景白色のカラー写真。裏面に必ず「油性ペン」で記名のこと。(漢字でもローマ字でも特に問いません。)

- (4) [日本国籍は不要]在留カード：原本と両面コピー(A4サイズ)1通

- (5) [日本国籍は不要]住民票：1通

最近3ヶ月以内に発行された国籍・在留資格・在留カード番号記載の全部事項証明書

- (6) 銀行残高証明書：原本1通/最近1ヶ月以内に発行、残高20万円以上で本人名義のもの  
または

在職証明書：原本1通/最近1ヶ月以内に発行されたもの

\*\*往復の航空券の予約確認書またはEチケットがある場合は不要です。

- (7) 往復航空券の予約確認書またはEチケット：コピー1通

日付、氏名、便名が明記されていること。

航空券の手配をしていない場合は、自作の旅程表でも可。

- (8) 理由書：1通

中文または英文で作成。緊急に台湾を訪問しなければならない事由をA4サイズの用紙に記載し、パスポートと同じ署名をして下さい。

- (9) 台湾に行く為の根拠となる書類や身分を証明する資料：1通

【緊急で渡航する事由のある方】

親族の入院証明や死亡証明書、危篤証明書、日本/台湾の戸籍謄本など訪問相手と申請者の方の関係を示す書類(PDFコピー可)。日本以外で発行された書類を以って関係を証明する場合は、書類発行元の管轄の台湾の在外公館で認証手続きを済ませた上で、本処でVISA申請をして下さい。

訪問対象が複数いる場合は、該当するケースの資料を併せてご準備ください。



VISA申請  
最新情報



申請書

【台湾籍の方への親族訪問の場合】

(1)台湾の戸籍謄本原本

( 危篤や死亡など緊急の場合はコピー対応可。緊急の場合以外は原本の提出が必要。

「記事」欄に省略がないこと)

(2)在台訪問先の方のパスポートの写真ページまたは中華民國身分証のコピー

【台湾の「外僑居留証 (ARC)」をお持ちの方への親族訪問の場合】

① (1)在台訪問先の方のパスポートの写真ページのコピー

(2)台湾の「外僑居留証 (ARC)」の表裏のコピー

(拡大して A4 サイズになるようにしてください。)

(3)申請者の方と訪問対象の方の日本の戸籍謄本 (最近 3 ヶ月以内に発行のもの)

【二重国籍で「中国語名 (台湾の名前)」のある方】

(1)お持ちのすべてのパスポートの原本と A4 サイズコピー

(2)帰化記録のある日本の「改製原戸籍」原本 1 部をお持ちください。

【もと台湾人で現在は日本に帰化し、日本パスポートのみ所持している方】

帰化記録のある日本の「改製原戸籍」原本 1 部をお持ちください。

【台湾では結婚登記をしていないが、人道上の理由で台湾に入国したい場合】

以下のうちいずれかを申請の際にお持ちください。

( 1 ) 両親の氏名や国籍等が記載された妊娠証明書

( 2 ) 台湾で治療が必要な重大な疾病の診断書【台湾籍の方が身元保証人】

( 3 ) 海外で婚姻したことを証明する公的文書

( 4 ) 他の国で取得した同じ台湾籍の方の配偶者 VISA

( 5 ) 関係国の政府が発行した同居証明書

( 6 ) その他、婚約婚姻関係を示す公的機関発行の証明書

(10) 【未成年者のみ提出】保護者書類： 各 1 通ずつ

① 保護者同意書：手書きでサインをすること(所定用紙あり)

② 保護者身分証：パスポートまたは運転免許証両面コピー(空白部分に手書きで署名)

③ 住民票：最近 3 ヶ月以内に発行されたもの、世帯全員記載の全部事項証明書

(11) VISA 費用：最新の手数料一覧表参照

三、 注意事項：

- (1) 申請者本人または代理人が申請し、**必要に応じて上記以外の書類提出または審査官による面接をする場合があります。**
- (2) 旅行会社の方が代理申請する場合は、社員証(外務員証等)の原本と両面コピー1通をお持ち下さい。旅行会社を通さない場合は、委任状と、代理人の身分証明が必要です。
- (3) 発給の可否は領事判断になります。資料の内容によっては、受付できない場合もあります。人道上の特別な事情がある場合には、理由書に詳細を記載して下さい。